

「浄化槽の設計・施工上の運用指針(2015年版)」の質問等に対する回答について

平成 28 年 3 月 11 日

「浄化槽の設計・施工上の運用指針(2015年版)」の内容等に関するご質問等について、その概要及びご回答を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。  
 なお、取りまとめの都合上、内容によりご質問等を適宜集約及び整理しています。  
 皆様のご協力に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも日本建築行政会議設備部会の活動にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

NO	編	頁	箇所	質問	回答
1	本編	1頁	第1章 1.1(1) 3)	「既存浄化槽が既存不適格でない場合には、変更後の用途において現行の基準に適合させなければならない。」との記載があるが、単独処理浄化槽(みなし浄化槽)が設置されている建築物の用途を変更する場合、現行の基準に適合させるため、用途変更後の処理対象人員の合併処理浄化槽に入れ換える必要があるのか。	単独処理浄化槽(みなし浄化槽)は、現行の基準に適合した浄化槽として取り扱われるため、用途変更後の処理対象人員を満たしている場合、そのまま使用が可能です。しかし、用途変更後の処理対象人員を満たしていない場合、現行の基準に適合する合併処理浄化槽に入れ換える必要があります。 なお、単独処理浄化槽は雑排水の処理ができないため、し尿及び雑排水を処理することができる現行法に適合する合併処理浄化槽に入れ換えることが望ましいと考えます。
2	本編	1頁	第1章 1.1(1) 3)	「既存浄化槽が既存不適格でない場合には、変更後の用途において現行の基準に適合させなければならない。」との記載があるが、具体的にどのような場合か。また、構造例示型浄化槽で既存不適格に該当するものとは、具体的にどのような場合か。	既存浄化槽が既存不適格でない場合とは、建築物の用途別の人員算定にあった現行基準に適合している場合をいいます。 現行基準に適合している浄化槽が設置されている建築物の用途を変更する場合には、変更後の用途で人槽算定を行い、その算定結果が既存の人槽に収まっていること、または、既存の人槽を超えた場合は現行基準に適合した合併処理浄化槽とする必要があります。 また、構造例示型浄化槽で既存不適格に該当するものとは、当該浄化槽の設置時の令第 32 条の技術的基準及び昭和 55 年建設省告示第 1292 号で定める構造基準に適合していた浄化槽が、その後の当該規定の改正により改正後の基準に適合しなくなったものをいいます。

NO	編	頁	箇所	質問	回答
3	本編	1頁	第1章 1.1(4)	<p>燃焼式、化学処理方式等の特殊な便所(便槽)には、おが屑を利用するようなバイオトイレや土壌処理を利用する便所も含まれるのか。また、くみ取便所の構造を満たさないのであれば国土交通大臣の認定が必要となるのか</p>	<p>燃焼式、化学処理方式等には、おが屑を利用するようなバイオトイレや土壌処理を利用した便所も含まれます。これらは、建築基準法施行令第29条の国土交通大臣の定めた構造方法に適合するものとするか、又は国土交通大臣の認定を受けたものにする必要があります。</p>
4	本編	2頁	第1章 1.1(7)	<p>ディスポーザー排水を浄化槽に流入させる場合、必ずディスポーザー排水の性能評価を受けた大臣認定浄化槽を設けなければならないのか。それとも、出来るだけ設置が望ましいということか。</p>	<p>ディスポーザー排水を浄化槽に流入させることについて法的な義務はありませんが、ディスポーザーを使用するとBOD及び浮遊物質の濃度等が増加するため、令第32条の水質基準を満たすためには、その負荷に対する処理性能を有することについて性能評価を受けて大臣認定を取得したディスポーザー対応型浄化槽とすることが望ましいと考えます。</p>
5	本編	3頁	第1章 1.2(1)	<p>確認申請又は計画通知の時点で、設置する浄化槽の機種が決定していない場合、添付図書や図面の記載はどのようにすればよいか。</p>	<p>確認申請や計画通知の時点では、計画に適合している浄化槽の図書を添付し審査を受ける必要があります。確認後、性能・能力の低下を伴わない認定浄化槽への変更については、軽微な変更で取り扱い、その他の場合は計画変更として取り扱うこととなります。</p>
6	本編	4頁	第1章 1.3(1)	<p>大臣認定を受けた既存浄化槽の放流水質を改善するために、当該浄化槽で処理をした後、任意で三次処理装置を設けることは可能か。</p>	<p>大臣認定を取得した既存浄化槽の処理フローを変更する設置はできませんが、当該浄化槽の処理水を再度処理する三次処理装置を設けることは可能です。</p>
7	本編	4頁	第1章 1.3(3)	<p>現行基準に適合している浄化槽が設置されている建築物の増築計画において、当該浄化槽を使用する場合、増築後の処理対象人員が当該浄化槽の処理対象人員以内であれば、そのまま再使用できると考えてよいか。</p>	<p>現行基準が適用される浄化槽で増築後の処理対象人員が既存浄化槽の処理対象人員以内であれば、そのまま使用が可能です。</p>

NO	編	頁	箇所	質問	回答
8	本編	4頁	第1章 1.3(3)	<p>現行法が適用される浄化槽が設置されている建築物の増築工事を行う場合、1.3(3)①及び②の運用について、指定確認検査機関が判断することは可能か。</p> <p>また、①の放流水質を確保できる場合、②の実質的な処理対象人員の増加がない場合として申請者に提出を求める資料として何が考えられるか。</p>	<p>p163 ㉔第二 2 (三)の記載のとおり、下水道の予定処理区域内での合併処理浄化槽の設置は、住民にとっての二重の負担となるため義務づけを除外していることから、1.3(3)①及び②の運用について指定確認検査機関が判断することは問題ないと考えます。</p> <p>また、申請者に提出を求める資料として、①については増築後において既存浄化槽が処理対象人員算定基準に適合している事が確認できる計算書及び過去の水質検査結果等、②については増築計画における平面計画及び人員計画書等が考えられます。</p>
9	本編	4頁	第1章 1.3(4)	<p>建築工事の完了時まで公共下水道の供用が明確である建築物の敷地において、敷地の形状又は公共下水道管の埋設深さ等によりその接続が困難な場合、建設工事の完了後においても、やむを得ず工事現場で用いられるような仮設トイレ(くみ取り)で継続的に利用することは可能か。</p>	<p>建築基準法第31条第1項において、下水道法第2条第八号に規定する処理区域内においては、污水管が下水道法第2条第三号に規定する公共下水道に連結された水洗便所以外の便所としてはならないと定められているとおり、地形や下水道配管の埋設深さ等に係わらず公共下水道への接続が必要となります。</p>
10	本編	4・5頁	第1章 1.3(5)	<p>増築による浄化槽の複数設置が認められる共同住宅の例として、「既存浄化槽も構造基準、放流水質とも現行基準に適合している。」との記載があるが、既存浄化槽が単独処理浄化槽(みなし浄化増ではない。)の場合、増築に併せてひとつの合併処理浄化槽に入れ換える必要があるのか。</p>	<p>指針の取扱いは、複数設置を認めることができる場合を示した例であり、ひとつの合併処理浄化槽にしなければならないことを示しているものではありません。しかし、増築を計画する際、既存浄化槽の処理対象人員、構造及び放流水質が現行基準に適合しない場合は、現行基準に適合したひとつの合併処理浄化槽にまとめる必要があります。</p>

NO	編	頁	箇所	質問	回答
11	本編	4・5頁	第1章 1.3(5)	単独処理浄化槽(既存不適格)が設置されている既存建築物に増築を行う場合、既存部分と増築部分の排水が明確に分離される場合等においては建築基準法第86条の7第3項を適用し、増築部分に対して別途合併処理浄化槽を設置するだけでも支障はないか。	既存部分と増築部分の排水が明確に分離される場合等においては建築基準法第86条の7第3項を適用し、増築部分に対して別途合併処理浄化槽を設置するだけでも問題ないと考えます。ただし、単独処理浄化槽(既存不適格)からの放流水質が当時の基準を満たしていることが必要です。また、単独処理浄化槽では雑排水を処理できないため、増築に合わせてひとつの合併処理浄化槽とすることが環境上望ましいと考えます。
12	本編	15頁	第2章 2.1(2)	建築用途物別処理対象人員算定基準において、「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる」とありますが、使用水量の資料は目安として何年分求めるべきか。	類似施設の使用水量の実績については特段の期間は決まっています。しかし、これから計画する建築物の通年の負荷変動や建築物の使用状況も含めた類似性について十分に配慮する必要があります。そのため、実績を採用する時期や期間も含め個別に設定し判断する必要がありますが、その類似性を確認するため複数年の資料を要することもあります。
13	本編	22頁	第2章 2.2(2)	JISの運用方針について、[n=16c]で算定する建築用途で汚水量が実情に添わないと認められる時の算定で、大便器使用係数が「例:競輪場 0.5」とあるが、この係数は何を示していますか。また 競輪場以外の係数はあるのか。	この算定式は、雑排水を流入させず主に屎尿排水のみになる場合におけるため、[n=16c]で人員算定する建築用途とし、算定上利用者や入場者数が明確な場合に限られます。そのためJISの表(p16 表 2-1)でそれ以外の建築用途の場合は、原則同表による算定式になります。なお、大便器使用係数とは、施設特性や利用形態、滞在時間等によって大便器を使用する頻度を反映させるための係数と考えられ、計画する施設に応じて、個々に定めるべきものとなります。
14	本編	23頁 28頁 34頁	第2章 2.2(3) 2.2(4)	人槽算定基準について、飲食店舗(例:とんかつ店)で油はフライヤーより直接抜き取り廃油処理し、かつグリーストラップを設置して浄化槽へ排水させるような場合、飲食店の区分として、一般の場合、汚濁負荷の高い場合、汚濁負荷の低い場合のいずれで計算したらよいか。	汚水中に多量の油脂類が含まれる場合には、汚水から油脂類を有効に分離することができる構造の阻集器【油脂分離装置(槽)】を設ける必要があります。よって、汚水量や汚水濃度に基づく汚濁負荷量の大小については、提供する料理の食数及び調理内容などによって、判断することになります。

NO	編	頁	箇所	質問	回答
15	本編	63頁	第3章 3.2	<p>例示仕様浄化槽に関する昭和 55 年建設省告示第 1292 号の改正経過において、平成 12 年改正で第 1 の単独処理浄化槽の構造方法が削除され、平成 7 年改正後の基準によって設置されている単独処理浄化槽はみなし浄化槽となっているが、それ以前の構造基準によって設置されている単独処理浄化槽はみなし浄化槽に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>すでに設置されている単独処理浄化槽が当時の設計図書や現地調査の結果、当該みなし浄化槽の構造方法に適合していることが確認できる場合（軽易な改修等により容易に適合させることが可能な場合を含む。）で、維持保全上も支障がなければ、当該単独処理浄化槽は平成 7 年の改正時に既存不適格には至っていないものとして、みなし浄化槽と扱うことは可能です。（適法性の確認については、p65 をご参照ください。）</p> <p>また、上記の内容について、p3 1.2 (3)の「既存単独処理浄化槽の取り扱い」、p12 1.4 (8)の「既存の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の使用について」の記載も併せてご参照ください。</p>
16	本編	66頁	第3章 3.3(1)	<p>飲食店等の営業用厨房からの排水は、一般的に油脂分を比較的多く含むことからグリース阻集器を設ける必要があるが、他の用途において、グリース阻集器を設置する必要はあるか。</p>	<p>油脂分を含む汚水は、排水管を詰まらせる要因となるため、昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第 4 号により、有効な位置に阻集器を設ける必要があります。</p> <p>このことから、飲食店等の営業用厨房に限らず、学校や事務所等の厨房排水等、油脂等が多く含まれる排水については、油脂分離槽（グリース阻集器等）を設けるべきと考えます。</p>
17	本編	77頁	第4章 4.5	<p>既存単独浄化槽について、その維持管理や建築物の建て替えを行う際に考慮すべきことはあるか。</p>	<p>既存単独処理浄化槽の維持管理については、「単独処理浄化槽維持管理ガイドライン」に、適正な能力を維持できるように行う必要があると記載されています。</p> <p>また、同ガイドラインでは、既存単独処理浄化槽の中でも処理性能の維持が困難との理由により、昭和 55 年建設省告示第 1292 号の構造基準改正時に廃止された全ばっ気型方式等については、適正な処理性能を確保するために、極端に清掃頻度を上げる必要があると記載されています。</p> <p>なお、建築物の建て替えを行う場合は、現行法規に適合する必要があるため、合併処理浄化槽に入れ替える必要があります。</p>

NO	編	頁	箇所	質問	回答
18	本編	82頁	第4章 4.8(3)	構造例示型の浄化槽に係る告示基準であるが、性能評価型の浄化槽についても基本的に適用されると考えてよいか。	性能評価型の浄化槽における「昭和 55 年建設省告示第 1292 号第 1. 四. 一般構造」に定める項目については、「浄化槽の性能評価方法 細則」(一般財団法人日本建築センター)の中で、評価項目とされています。 また、浄化槽の設置工事の際は、浄化槽法第 4 条第 5 項に基づく、「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」に技術上の基準が定められているため、留意する必要があります。
19	本編	82頁	第4章 4.8(3)	浄化槽を倉庫やガレージ等(屋内)の土間コンクリートの下部に設置する場合、考慮すべき事項はあるか。	浄化槽更新やメンテナンスにも支障が生じるだけでなく、点検用マンホールからの臭気等、衛生上の観点からできるだけこのような場所に設置することは避けるべきと考えます。 なお、やむを得ず設置する場合は、浄化槽に荷重がかからないように周囲に上部荷重を受けるための補強を行う等の措置が必要です。
20	本編	114頁	第5章	喫茶店又は飲食店と住宅を併設するような場合で、図 1 の破線のようにそれぞれの用途部分が明確に区分けできない場合があるが、そのときの処理対象人員の算定方法はどのようになるのか。	複合用途の計画で、建築物の一部が明確に用途分けできず、複数の用途で併用される部分については、浄化槽への負荷が大きくなる方の用途として処理対象人員を算定する等の配慮が必要となります。
21	本編	—	その他	上部に何も無い屋外洗い場の排水は浄化槽へ接続せずに雨水系統へ放流すべきと考えますが、上部に庇があっても雨水が吹き込む恐れがある屋外洗い場の排水についても同様の考えでよいか。	屋外洗い場からの排水は、雨水の流入の恐れがある場合、庇の有無にかかわらず、浄化槽へ接続すべきでないと考えます。 ただし、屋外洗い場において、石鹼等を使用する場合の排水の取扱い方法については、自治体によって判断が異なることもあるため事前に確認が必要です。
22	本編	—	その他	空調ドレン排水は浄化槽に接続するか、雨水として直接側溝などへ放流するか、いずれでもよいか。	空調ドレン排水は、自治体によって雨水・雑排水の取扱いが異なることもあるため、事前に確認が必要です。 雑排水扱いとなった場合は、浄化槽の機能を損なわない範囲であれば、浄化槽へ流入させることは可能と考えます。